



ブロックの動き・県連の動き

■東北ブロック

第17回総会を開催

6月10日(日)、福島県大塩裏磐梯「ホテル観山」において、東北ブロック第17回総会を開催、3県22名(宮城4、山形5、福島13名)が参加しました。

まず茂木会長の挨拶のあと、来賓の方々(宇津井賢一・日本勤労協会長、渡辺敏雄・社民党福島県連幹事長、角田政志・福島県平和フォーラム代表、今泉裕・全労済福島推進本部長)から連帯の挨拶、祝辞をいただきました。

議事に入り、2016年～2017年度活動報告、決算報告、会計監査報告がありました。その後、活動計画(案)、2018年～2019年度予算(案)が、役員改選が全員一致で確認されました。

役員改選では、茂木会長・和田副会長が退任。宇津井会長・加藤副会長・三浦事務局長・小野会計監査が就任しました。

茂木憲夫会長は「2002年以降、会長の任を務めてきました。青森県連の解散などの残念なこともありましたが、今日までやってこられましたのは仲間の支えと感謝しています。新体制の活動に期待申し上げます。」と退任の挨拶をしました。

単協交流では、双葉勤労協、福島市連勤労協、河東町勤労協、宮城県勤労協、会津若松市連、山形県勤労協、福島県勤労協が発言。各地区の現状や取り組みを皆で話し合いました。今後の課題として、会員の高齢化、減少が語られ、若い会員をどう増やすか、役員の引継ぎをどうするか、が挙げられていました。

新年度役員 会長・宇津井賢一 副会長・加藤孝二 事務局長・三浦正弘
幹事・八巻利行、佐藤信哉、金田一文紀
監事・鈴木文夫、小野正一

(東北ブロック 宇津井賢一)

■関東甲信越ブロック

第12回総会(続報)

講演会「日本の百姓は絶滅危惧種？」を開催

6月24～25日に関東甲信越ブロック第12回定期総会が開催されました。(前号参照)

二日目は、百姓塾主宰の堀井修さん（百姓、元専門学校講師・前新潟大学特任教員、JA越後おぢや（新潟）理事）から「日本の百姓は絶滅危惧種？」と題した講演があり、下記のレジュメにそってお話されました。

【1】農業特区、脱家族経営

- 企業参入が建前 ・現在の法律では農業への企業参入は出来ない
 - ・平場大規模型 ・中山間地コンパクト型 養父市
- 農家レストラン ローソン 東日本鉄道
 - ・ローソン100haほしい 売れ筋 おにぎり米を自前で作る
 - 15haどまり・・・百姓はそう先が見えないわけではない
 - 法人で百姓は1人 賃金は250万 奴隷労働？
 - ・外国人研修生 3年から5年 全国平均9% 茨城30%

【2】安全保障、 軍隊・食料・環境

- 食糧 ・食料自給率38% ・自給の放棄 金さえあれば ・種子も放棄（海外から）
- 軍隊 ・憲法改正9条 ・朝鮮の脅威 予算は過去最大・防衛予算で儲けるものは ・食料でも儲けなければならない

【3】地方創生 言うてみるだけ

- ・人・お金・情報は東京に ・地方は衰退するばかり ・家族農業で地域農業を維持する
- ・地方の中核都市はシャッター通りに 大店舗やがて ・安全・安心の農産物・・・企業農業で儲ける（安全ですか）
- ・家族を養えなければ百姓はやれない

【4】種子法廃止

- ・農業試験場の弱体化が進み、その知見や人材が企業に移転していく。
- ・種子の価格が上がることになる。遺伝子操作になりかねない。
- ・人類は飢えることになるかもしれない・・・

【5】新潟市革新的農業実践特区 ー農業を核に地方創生のトップランナーにーその実態

上記の要旨で、農業食糧問題の現状と課題、対応について話されました。

（新潟県勤労協 梨本重雄）

【種子法の廃止】

2018年（平成30年）4月1日をもって廃止されることが決まった。政府は種子法について、「既に役割を終えた」、「国際競争力を持つために民間との連携が必要」と説明しており、廃止には種子生産に民間企業の参入を促す狙いがある。種子法の廃止など「戦後レジームからの脱却農政」と称される農政の大転換が行われた。

しかし、種子を公的に守る政策が放棄されると主要農作物の種子の安定生産・安定供給に支障が出るのではないかと、一部企業による種子開発や品種の独占、「稲などの種子が多国籍企業に独占される」、「多国籍企業に日本の食料を支配されることにつながり、これらの企業の世界食料支配戦略に加担することになる」、「食料主権が脅かされかねない」、「地域の種子の品質向上や安定供給のシステムが崩れかねない」、種子の価格上昇、「公的資金の支えによる品種育成がなくなれば、現在300種ある各地の米には消えるものが現れ、民間による種の私物化が進むのでは」などの懸念が広がっている。また、種子法廃止が都道府県や農家への説明なしに唐突に示されたことに対する批判や戸惑いの声も存在する。市町村などの地方議会から国会に提出された意見書は50件を超える。

（ウィキペディアより抜粋）

以下は当日の資料より、堀井修氏の執筆記事をご紹介します。

【新潟米を守る種子条例 ～種子法廃止を受け新潟県議会が制定～】

「種を金儲けの手段にさせない」

新潟県議会が3月23日「新潟県主要農作物種子条例」を可決成立させた。主要作物とは稲、麦、大豆の3種で、条例は今年の国会で種子法の廃止が決まったことを受けて、新潟県米を守るためのもの。

種子法（主要農作物種子法）は昨年、農林水産委員会で賛成意見もないのに廃止が可決された。発端は、規制改革委員会の「種子の生産も民間に任せるべき」という答申。廃止が決まると、農水省は各県の農業試験場が持っている知見を積極的に民間に伝授するよう通達を出した。

試験場の専門家は、「過去には民間が稲の品種を作ることほとんどなかった。たとえ作ったとしても、各県の行政とJAなどで作る奨励品種に認定されることはなかった」と語る。奨励品種とは、その県に最も適していると認められる品種である。

◎条例で保証されるか

新潟県議会の12月定例会前に、社民党の県議が私に「種子法の廃止は本県農業にどのような影響を与えるだろうか」と聞いてきた。著者（堀井氏：編注）は「試験場がなくなる。つまり第二のコシヒカリが育成できなくなるということだ」と答えた。

県知事は今年の12月定例会で「県独自の種子条例を作る」と答弁し、3月23日には条例を可決成立させた。（中略）

◎種苗法の主旨を誤解

稲の種子を生産している知人の農家によれば、ある国会議員は「種苗法があるから大丈夫だ」と語ったそうだ。だがこの議員は法律の主旨をまったく理解していないと言ってよい。

種苗法は、品種を作った個人や会社に、その権利（特許）を一定の年限保証する法律である。

一方種子法は、種を育ててそれを農家に配布するまでの資金を、国が保証する法律であった。これが廃止されることで、その県に適した稲の品種を作ることができなくなる。試験場がいらなくなるとはそういうことである。

これから危惧されるのは、農業試験場の弱体化が進み、その知見や人材が企業に移転していくことである。民間での品種改良や種子の生産が進めば、当然試験場入らなくなり、種子の価格が上がることになる。

現在「みつひかり」という品種が民間から販売されている。その価格は試験場のルート価格の10倍。公的な種がなくなれば価格はもっと上がることが予想される。自分で種が取れなくなる。民間の種はハイブリッドとなる。そうなれば、仮に自分の作った粳（もみ）を種として来年種をまいても同じ品種はできない。つまり自家採取が不可能になる。ちなみに野菜の種は既にハイブリッド化が進んでいる。

現在、米国の種子の巨大会社は「ターミネーター技術」を完成している。これは、その会社から購入した種は芽が出て実を結ぶが、その実から取った種は芽が出ないように、種子の遺伝子进行操作するものだ。農家は毎年必ずその会社から種を買わなければ作物を生産できないことになる。

だが、芽が出なければ収穫はできない。人類は飢えることになる。恐ろしい話である。

（百姓勝手連 堀井修）



■ 宮城県勤労協

第 27 回総会を開催

6月23日（土）宮城自治労会館で第27回総会を開催、21名の参加がありました。

はじめに東日本大震災被害者の追悼を行い、その後、相澤祐司会長挨拶に続き、来賓（宇津井賢一・日本勤労協会会長、小山勇朗・社民党宮城県連副代表、針生勝美・宮城県平和労組会議議長）からの激励の挨拶がありました。

議事では2017年度活動報告、決算報告、監査報告、2018年度活動計画（案）、予算（案）、役員改選が提案され、承認されました。

続いて石越、若林、泉、村田の各単協から報告があり、各地区の現状や活動内容が報告されました。震災から7年経ち、高齢化や財政難など様々な要因から活動の停滞もあるが、独自の財政再建に取り組み、健闘しているという報告もありました。

統一自治体選挙、参院選挙を前に、多くの仲間と交流を深め、さらに運動と組織の全身に取り組んでいくことなど話をしました。

新年度役員

会長・相澤祐司

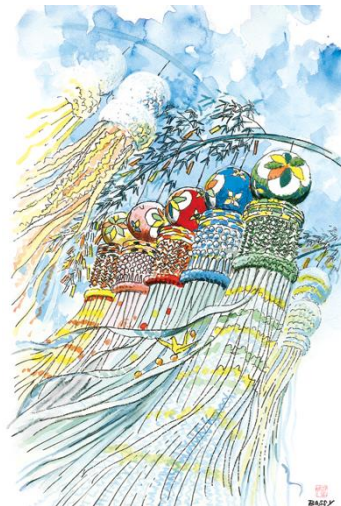
副会長・小山勇朗、斎藤武士

事務局長・宇津井賢一

事務局次長・菅原晃悦

幹事11名 会計監査2名

（宮城県勤労協 宇津井賢一）



交流のひろば

■ 泉勤労協（仙台市）

◆運動の前進を誓い 泉勤労協が総会



などへの出店のほか、会員や家族の交流と親睦、新たな会員拡大を意識した「芋煮会」の開催、勤労者の視点に立ったまちづくりに関連する事業の展開などに取り組むことを確認しました。

総会は、泉地区平和労組会議と合同開催したもので、社民党泉支部との三者を中心に地域での運動を進めることとしています。

泉勤労者協議会（仙台市泉区：石川けんじ会長）の第33回定期総会が6月22日、「レストラン冠21」で開かれ、複数の若手が新しく役員に就任し、向こう1年間の運動の前進を誓いました。

活動計画では、「泉区民ふるさとまつり」



総会後は、懇親交流会で大いに盛り上がりました。

(泉勤労協だより 創刊準備号-3 より抜粋)

■ 雀宮勤労協 (宇都宮市)

◆ロコモーショントレーニング講習会に16名が参加

◎理学療法士を講師にロコトレを学ぶ

6月30日(土)、宇都宮市茂原健康交流センター会議室を会場に「腰・膝の痛み、ロコモティブシンドローム」をテーマに講習会を開催しました。

栃木県リハビリテーションセンターの藤平淳一リハビリテーション部長を講師にお招きし、ロコモの理論と実践を学びました。

まだ6月だというのに梅雨明け宣言が出された暑い日でしたが、16名の方々に参加していただきました。

講師の藤平さんは、プロジェクターを使って平均寿命と健康寿命には10年程度の差があり、健康寿命を延ばすことが大切だと前置きし、腰・膝の痛みのいろんな原因を説き明かすとともに、軟骨がすり減ることによる痛みは、ヒアルロンサンやコンドロイチンのサプリを飲んでも効かない、それよりも弱い刺激を与えると軟骨が再生することがあると説明しました。

ロコモ度テストで自らの運動機能をチェックしようと、その判定方法の説明をした後、参加者も一緒に立ち上がりテストや2ステップテストを実際にやってみました。

自分のロコモ度がどのくらいか、判定に一喜一憂してから、片脚立ちやスクワット等のロコモーショントレーニングを実践しました。



周知活動の縮小は費用の節減が大きな理由です。

昨年の介護予防(21名参加)より参加者が減少したのは周知活動を縮小したことが原因ではないかと考えています。

ロコモーショントレーニングは、たった2つの運動、簡単でいつでもどこでもできるが、継続することが何よりも大切であると、藤平さんは講演を締めくくりました。

今回は周知活動を縮小

今回は新聞折り込みによるチラシ配布を止め、地域へのチラシ配布も少なくしました。

一方、不二工機労組への配付依頼や学習会会場でのチラシ配付は実施しました。

(雀宮勤労協 稲葉茂夫)

お金のことで悩んだ時も
親身になって支えてくれる。
けっこう、いいよね。
だから、私の、メインBANK。

けっこう使える。
ろうきん

あなたと
わかちあう
次の一歩

ろうきん
アンバサダー
高梨 臨

QRコード

ろうきん

ZENROSAL NEWS

全労済
公式キャラクター
ピットくん

たすけあいの心から生まれた
多彩な共済で安心の未来を。

一人より二人、二人より三人と広がったたすけあいの輪。
確かな今日と、健やかな未来を守りつづけて、
全労済は創立60周年を迎えました。
常に時代にあった保障のカタチを提供していくことで、
これからも、支えあう安心をさらに大きく広げていきます。

おかげさまで60周年

全労済の住まいる共済	④火災共済・⑤自然災害共済	こくみん共済	③総合医療共済
①せいめい共済	マイカー共済	自賠責共済	団体生命共済
交通災害共済	新セット移行共済		

全労済は、営利を目的としない保障の生協として
共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとり
ある暮らしをめざしています。出資金をお支払い
いただいて組合員になれば、各種共済をご利用
いただけます。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会